平成20年1月31日総務省消防庁

「救急医療体制の整備について」(消防庁長官申し入れ)について

本日、厚生労働事務次官に対して、消防庁長官から標記の申し入れを行いました。概略は以下の通りです。

昨今、救急搬送において、医療機関への照会が多数にわたり、搬送に長時間を要し、 傷病者が不幸な転帰を来す事案が多発しており、救急搬送を担う消防機関として、業 務遂行に支障を来すだけではなく、住民の安心・安全を揺るがす大きな問題であるこ とから、救急医療体制の整備について、下記の事項を、厚生労働事務次官に対して、 消防庁長官から申し入れたもの。

- 1 救急医療情報システムの改善
- 2 救急患者受入コーディネーターの配置
- 3 救急医療機関における確実な救急患者の受入

総務省消防庁救急企画室

Tel:03-5253-5111(内 7961)

Tel: 03-5253-7529 担当: 松野、小板橋、小浜

s.kohama@soumu.go.jp

消防救第13号 平成20年1月31日

厚生労働事務次官 殿

消防庁長官

救急医療体制の整備について

救急医療体制の整備については、従来からご努力いただいているところであるが、昨今、 救急搬送において、医療機関への照会が多数にわたり、搬送に長時間を要し、傷病者が不 幸な転帰を来す事案が多発している。このような状況は、救急搬送を担う消防機関として、 業務遂行に支障を来すだけではなく、住民の安心・安全を揺るがす大きな問題であり、救 急医療体制の充実について、下記の事項について必要な措置が講じられるようお願いする。

記

1 救急医療情報システムの改善

救急医療情報システムが有効に活用されるようにするため、医療機関において、リアルタイムで正確な情報を入力するとともに、受入可能と表示している医療機関において、確実に救急患者の受入が行われるようにすること。また、全都道府県でシステムを導入し、救急医療機関は全て参画するようにすること。

2 救急患者受入コーディネーターの配置

救急隊が搬送先の選定に時間を要する場合に、搬送先医療機関の速やかな調整を行う 救急患者受入コーディネーターを全都道府県に配置するようにすること。

3 救急医療機関における確実な救急患者の受入

救急医療機関においては、救急隊の要請に応じ救急患者を確実に受け入れることが出来る体制を確保すること。特に、二次救急医療機関、三次救急医療機関においては、24時間365日、受入が出来る体制とすること。